21　「７　取得時又は一任運用時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。なお、取得時又は一任運用時の「数量」及び「出資比率・議決権比率」の把握が困難な場合は、届出時において判明している「数量」及び「出資比率・議決権比率」を記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率　議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該届出者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。

22　「８　事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は法第28条第１項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等（以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。）又は特定取得（以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。）により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ　あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令第３条の２第３項第４号又は命令第３条の２第８項第１号から第６号まで（第４号については、令第３条の２第３項第３号ロに掲げる行為を行う場合に、第５号及び第６号については、命令第３条の２第５項各号に掲げるものが令第３条の２第３項第３号ロに掲げる行為を行う場合に限る。）に掲げる対内直接投資等（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等」という。）に該当する場合、特定取得の場合は令第４条の３第２項第２号又は命令第４条の３第４項第１号から第３号までに掲げる特定取得（以下この記入要領において「基準を遵守しないことを目的とする特定取得」という。）に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書を受理した日までの間に、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。なお、過去にこの様式により同一の発行会社について行った届出において、基準を遵守しないことを目的とする対内直接投資等又は基準を遵守しないことを目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載した場合であって、当該事由の内容に変更がないときは、当該届出の受理年月日、受理番号及び当該届出から事由の内容に変更がないため記載を省略する旨を記載すること。

23　「９　国の安全等に係る措置又は国の安全に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」又は法第28条第１項第４号に規定する「国の安全に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

24　本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第３条第２項第４号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「10　その他の事項」欄に記入すること。

25　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

| 為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日 | 金　　額 | 銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄 |
|---|---|---|
| | | |

（日本産業規格Ａ４）